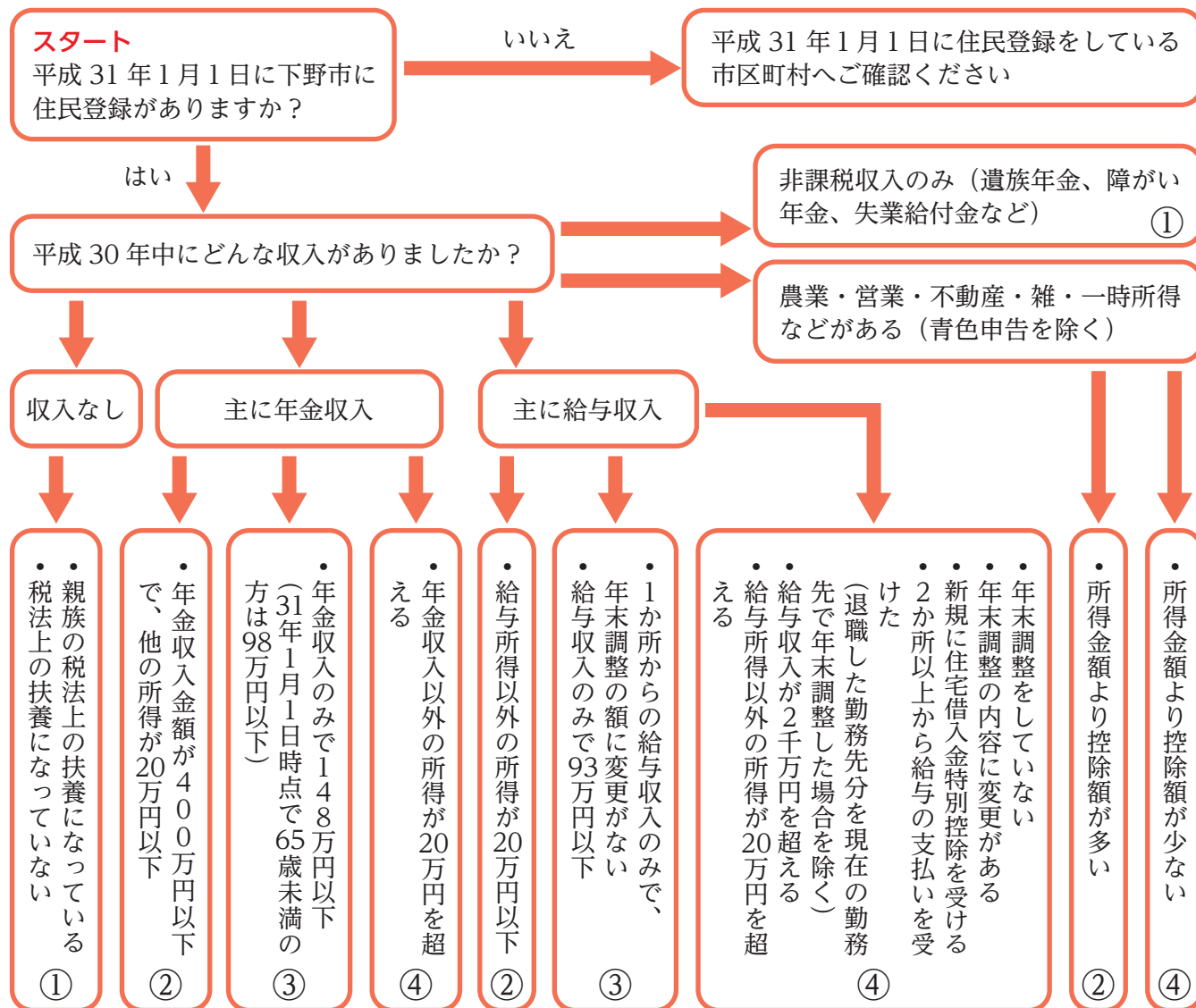


市県民税・所得税のお知らせ

～申告の必要があるか確認してみましょう！～

平成31年2月18日(月)から3月15日(金)は、確定申告の期間です。以下のフローチャートを参考に、所得税の確定申告や、市県民税の申告が必要か確認してみましょう。申告の詳細は広報紙1月号に掲載予定です。



フローチャート結果

- ①市県民税の申告・所得税の確定申告の必要はありません。ただし、各種税証明書の取得には市県民税の申告が必要となります。
- ②市県民税の申告をする必要があります。所得税の確定申告をする必要はありません。
- ③市県民税の申告と所得税の確定申告の必要はありません。
- ④所得税の確定申告をする必要があります。

※②、③の場合でも源泉徴収された所得税が還付になる場合、確定申告が必要です。

所得税や市県民税では申告不要でも、他制度との兼ね合いにより市県民税の申告が必要となる場合があります。

- 申告をしないと…
- ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減判定が受けられません。
 - ・介護保険料の段階を決定する際に正しく算定されません。
 - ・保育料、幼稚園の就園奨励費などが正しく算定されません。
 - ・所得証明書、住民税決定証明書、非課税証明書の交付を受けられません。

■問い合わせ先 税務課 ☎(32)8891